

第 73 回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

仙台市青葉区中央一丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会会場が昨年と異なりますので、
お間違えのないようご来場ください。

目次

第73回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 (提供書面)	
事業報告	20
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38

株 主 各 位

仙台市宮城野区扇町五丁目6番22号
株式会社 サト一商会
代表取締役社長 滝口 良靖

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所	仙台市青葉区中央一丁目1番1号 ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代の間 ※会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご確認の上、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項	報告事項 1. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

○次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.satoh-web.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。

ホームページ掲載分につきましては、ご希望される株主さまに郵送させていただきますので、当社代表電話022-236-5600宛にお申し出ください。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。


- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正の必要が生じた場合は、修正内容を上記の当社ホームページに掲載させていただきます。
- 政府または地方自治体の自粛要請等により、予定しております本定時株主総会の会場が使用できない場合には、変更することがあります。変更の場合は、上記の当社ホームページに掲載させていただきます。
- ご出席の株主さまへの手土産のご用意はございません。
- 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。また、この場合、株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。



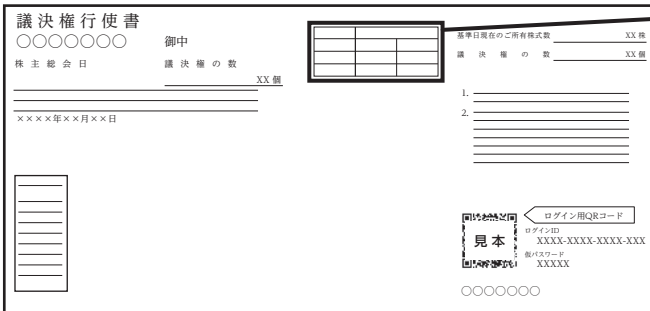
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時30分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2022年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

〇〇〇〇〇〇〇

※ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

その他の議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

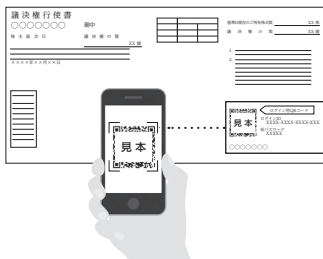
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

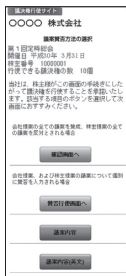
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

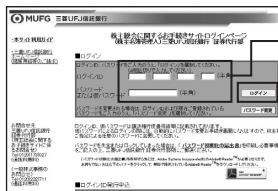
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

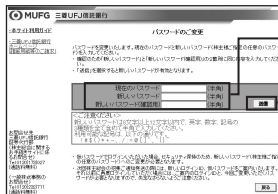
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策のひとつと考えております。そのため、長期的な視点に立って事業の拡大、利益の向上、財務基盤の強化とともに株主資本の充実に努めてまいります。

第73期の配当につきましては、長期的に安定した配当の継続を基本としながら、今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は125,107,365円となります。 なお、中間配当金として1株につき15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第67回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第67回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>3. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>4. 本附則第2項から第4項までの規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため3名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方や今後の方向性、取締役候補者の業務執行状況等について検討いたしました。その結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績等を踏まえ、本議案で提案されている各候補者は、当社の取締役として適任であるとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性	取締役会 出席回数	取締役 在任年数
1	さとう まさゆき 佐藤 正之	取締役 会長	再任	13回 / 13回	44年
2	ふるやま まさお 古山 眞佐夫	(株)アキタサト一商会 代表取締役 社長	新任	—	—
3	さとう のりひろ 佐藤 典大	代表取締役 副社長	再任	10回 / 13回	9年
4	かじ た まさひと 梶田 雅仁	専務取締役	再任	9回 / 13回	13年
5	たきぐち よしはる 滝口 良靖	代表取締役 社長	再任	13回 / 13回	13年
6	きむら よしあき 木村 喜昭	取締役 社長室長	再任	13回 / 13回	12年
7	ふじわら とくひろ 藤原 督大	取締役 管理本部長 兼人事部長	再任	12回 / 13回	3年
8	あいはら ゆきまさ 相原 幸政	営業本部長	新任	—	—
9	あべ のりあき 阿部 徳章	営業本部副本部長	新任	—	—
10	しもやまだ しんいち 下山田 信一	総務部長	新任	—	—

候補者番号

さとう まさゆき

1

佐藤 正之 (1948年11月17日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

1974年10月 当社入社
1978年 5月 当社代表取締役副社長
1990年 3月 当社代表取締役社長
2010年 6月 当社代表取締役会長
2017年 4月 当社取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)サトー興産 代表取締役社長
一般財団法人サトー育英財団 代表理事

所有する当社の株式数 205,483株

取締役会への出席状況 13回/13回(100%)

【取締役候補者とした理由】

1978年より取締役として経営に携わり、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営戦略、商品戦略をはじめ強いリーダーシップを発揮しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

ふるやま まさお

2

古山 眞佐夫 (1957年1月18日生)

新任

略歴、当社における地位、担当

1980年 3月 当社入社
1996年 5月 (株)郡山サトー商会 (現当社郡山営業所) 取締役
2004年 4月 当社盛岡営業所長
2008年 2月 (株)アキタサトー商会 取締役
2008年 4月 (株)アキタサトー商会 代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)アキタサトー商会 代表取締役社長

所有する当社の株式数 5,300株

【取締役候補者とした理由】

2008年より子会社の代表取締役として経営に携わり、営業部門に従事して豊富な経験を有し、グループ会社の業容拡大に尽力しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

さとう のりひろ

3

佐藤 典大 (1981年7月24日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

2007年12月 当社入社
 2013年6月 当社取締役社長室長
 2014年7月 当社取締役給食部長
 2017年4月 当社代表取締役副社長（現任）

重要な兼職の状況

なし
 所有する当社の株式数 118,336株
 取締役会への出席状況 10回／13回(76.9%)

【取締役候補者とした理由】

2013年より取締役として経営に携わり、営業・管理部門ともに従事し、企業経営において幅広い見識を有し、経営企画や販売企画などの立案に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

かじ た まさひと

4

梶田 雅仁 (1967年3月15日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

1989年3月 当社入社
 2004年9月 当社惣菜部長
 2009年6月 当社取締役惣菜部長
 2010年6月 当社取締役営業本部副本部長兼惣菜部長
 2013年6月 当社専務取締役営業本部長
 2022年4月 当社専務取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし
 所有する当社の株式数 1,600株
 取締役会への出席状況 9回／13回(69.2%)

【取締役候補者とした理由】

2009年より取締役として経営に携わり、営業部門に従事して豊富な経験を有し、特に営業本部長として当社及びグループ会社の業容拡大に尽力しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

たきぐち よしはる

5

滝口 良靖 (1963年7月23日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

1986年3月 当社入社
2001年10月 当社システム部長
2009年6月 当社取締役業務本部長
2010年6月 当社常務取締役営業本部長
2013年6月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

日本外食流通サービス協会 会長
(株)ジェフサ東北物流 代表取締役社長

所有する当社の株式数 1,000株

取締役会への出席状況 13回/13回(100%)

【取締役候補者とした理由】

2009年より取締役として経営に携わり、2013年6月より取締役社長として経営方針を明確にし、経営責任者としてリーダーシップを発揮しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

きむら よしあき

6

木村 喜昭 (1957年1月20日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

1998年10月 当社入社
2006年11月 当社給食部長
2010年6月 当社取締役営業本部副本部長兼給食部長
2013年6月 当社常務取締役営業本部副本部長兼給食部長
2014年7月 当社専務取締役経営戦略本部長
2018年4月 当社取締役企画室長
2020年9月 当社取締役社長室長（現任）

重要な兼職の状況

(株)ジェフサ 代表取締役社長

所有する当社の株式数 900株

取締役会への出席状況 13回/13回(100%)

【取締役候補者とした理由】

2010年より取締役として経営に携わり、主に営業部門に従事して豊富な経験を有し、経営企画、商品企画の立案に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

ふじわら とくひろ

7

藤原 督大 (1958年8月22日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

2017年6月 当社入社人事総務部 課長待遇
 2017年10月 当社人事部長
 2019年6月 当社取締役管理本部長兼人事部長兼総務部長
 2020年2月 当社取締役管理本部長兼人事部長兼経理部長
 2021年4月 当社取締役管理本部長兼人事部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし
 所有する当社の株式数 一株
 取締役会への出席状況 12回/13回(92.3%)

【取締役候補者とした理由】

2019年より取締役として経営に携わり、これまでの豊富な経験を活かし、人事制度やリスク管理に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

あいはら ゆきまさ

8

相原 幸政 (1972年2月3日生)

新任

略歴、当社における地位、担当

1995年4月 当社入社
 2013年1月 当社学校給食部長
 2022年1月 当社営業本部副本部長兼学校給食部長
 2022年4月 当社営業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし
 所有する当社の株式数 一株

【取締役候補者とした理由】

入社以来営業に携わり、営業部門に従事して豊富な経験を有し、特に学校給食部長として当社の業容拡大に尽力しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

あべ のりあき

9

阿部 徳章 (1971年1月29日生)

新任

略歴、当社における地位、担当

1993年4月 当社入社
2017年4月 当社給食部長
2022年4月 当社営業本部副本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし
所有する当社の株式数 一株

【取締役候補者とした理由】

入社以来営業に携わり、営業部門に従事して豊富な経験を有し、特に給食部長として当社の業容拡大に尽力しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

しもやまだ しんいち

10

下山田 信一 (1963年7月8日生)

新任

略歴、当社における地位、担当

2019年4月 当社入社総務部総務課長
2020年1月 当社総務部長（現任）

重要な兼職の状況

なし
所有する当社の株式数 一株

【取締役候補者とした理由】

2019年に入社後、これまでの豊富な経験を活かし、法務・コンプライアンスに精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名を増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	取締役 在任年数
1	たか たかかず 高 貴一	経理部経理課長	新任	—	—	—
2	あべ よしき 阿部 仁紀	監査等委員	再任 社外 独立	13回 / 13回	12回 / 12回	4年
3	おかだ てつお 岡田 哲男	監査等委員	再任 社外 独立	13回 / 13回	12回 / 12回	6年
4	すずき たかし 鈴木 貴	—	新任 社外 独立	—	—	—

候補者番号

1

たか たかかず
高 貴一

(1968年6月2日生)

新任

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

所有する当社の株式数

一株

2020年4月 当社入社経理部経理課 課長待遇

2020年7月 当社経理部経理課長(現任)

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

前職並びに入社以来、経営管理部門に従事しており、豊富な経験と財務、会計の専門的知識を有しております。当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

あ べ よし き
阿部 仁紀

(1982年3月19日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

所有する当社の株式数

一株

2006年11月 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 入所

2008年12月 監査法人トーマツ 入所

2010年9月 税理士法人トーマツ 入所

2011年9月 公認会計士 登録

2011年10月 税理士 登録

阿部仁紀公認会計士・税理士事務所 開所

2013年8月 (有)阿部会計事務所 代表取締役社長(現任)

2015年8月 (株)アスカ・マネジメント・サービス 代表取締役社長(現任)

2018年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任)

2019年6月 生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合 監事(現任)

2020年11月 一般財団法人愛知揆一福祉振興会 監事(現任)

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

公認会計士・税理士として、財務・会計に関する専門的知見を有しております。職務で培われた豊富な経験と実績を、経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

おかだ てつお

3

岡田 哲男

(1947年8月24日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

所有する当社の株式数 一株

1973年4月 公認会計士・税理士 岡田光男事務所 入所

取締役会への出席状況 13回/13回(100%)

2002年7月 (有)コックス設立 代表取締役社長 (現任)

2007年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 非常勤講師就任

監査等委員会への出席状況 12回/12回(100%)

2008年6月 当社監査役

2016年6月 当社社外取締役[監査等委員] (現任)

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

公認会計士・税理士事務所に長年勤務され、2007年より慶應義塾大学大学院経営管理研究科で非常勤講師をされておりました。職務で培われた豊富な経験と実績を、経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

すずき たかし

4

鈴木 貴

(1985年7月10日生)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

所有する当社の株式数 一株

2010年9月 司法試験合格

2012年1月 勅使河原協同法律事務所 入所、弁護士 (現任)

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

直接会社の経営に関与された経験は有りませんが、弁護士として専門的な知識と経験を有しております。職務で培われた経験と実績を、経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 当社は、鈴木貴氏が所属している勅使河原協同法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿部仁紀氏、岡田哲男氏及び鈴木貴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 阿部仁紀氏及び岡田哲男氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって阿部仁紀氏は4年、岡田哲男氏は6年となります。なお、岡田哲男氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 当社は、阿部仁紀氏及び岡田哲男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、高貴一氏及び鈴木貴氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に対して起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、阿部仁紀氏及び岡田哲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、鈴木貴氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

【ご参考】本総会後の取締役のスキルマトリックス

本総会の第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合における本総会後の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

	氏名	企業経営	営業	商品開発	システム	財務会計	法務
社内	佐藤 正之	○	○	○			
	古山 眞佐夫	○	○				
	佐藤 典大	○		○	○		
	梶田 雅仁		○	○			
	滝口 良靖	○			○		
	木村 喜昭	○		○			
	藤原 督大					○	○
	相原 幸政		○	○			
	阿部 徳章		○	○			
	下山田 信一						○
高 貴一						○	
社外	阿部 仁紀	○				○	
	岡田 哲男	○				○	
	鈴木 貴						○

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第5号議案**退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）郡山敏彦氏及び監査等委員である取締役服部耕三氏は、本総会終結時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任する取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、退任する監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または監査等委員である取締役として、当社の業績及び企業価値の向上に尽力されたため贈呈するものであり、その金額は当社役員報酬・賞与・退職慰労金規程に基づき算定するものであるため、相当であると判断しております。

退任する取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び退任する監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
こおり 郡	やま 山	とし 敏	ひこ 彦	2012年6月	当社取締役（現任）
はっ 服	とり 部	こう 耕	ぞう 三	2017年6月	当社社外取締役・監査等委員（現任）

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年4月1日～2022年3月31日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、度重なる緊急事態宣言等が再発出され不要不急の外出自粛や時間短縮など経済活動の抑制が続きました。2021年10月より自粛要請が徐々に緩和され、またワクチン接種率の増加に伴い新型コロナウイルス感染者数の減少傾向にあったことから回復の兆しがみられたものの、2022年1月以降の変異種のおミクロン株による感染の再拡大や、世界的な原油価格の高騰と円安による物価上昇や海外からの輸送問題に伴う商品確保のリスクなど依然として先行きの見通しが不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと当社グループは、「会社の堅実な運営発展」と「社員の豊かな生活増進」を経営理念とし、お客様と従業員の安心を最優先に考え、2021年度経営方針「顧客とともに食の新たな可能性に挑戦する」をスローガンとし、Withコロナにおける顧客対応と将来の成長への準備年度と位置づけ、引き続き当社の強みを活かし理想のサービス提供が出来るよう取り組んでまいりました。さらに、全社一丸となり、お客様、従業員の安全・安心を確保すべく新型コロナウイルスの感染予防策を実施するとともに、お客様の課題解決の新サービス提供や付加価値型の商品開発を行い市場深耕と新規開拓に注力してまいりました。

この結果、売上高388億51百万円(前期比1.1%増)、営業利益8億56百万円(同1.5%増)、経常利益10億4百万円(同7.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は6億28百万円(同9.1%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で比較分析しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

セグメントの業績は次のとおりであります。

卸売業部門 売上高 336億34百万円(前期比2.9%増) 営業利益 13億12百万円(前期比25.6%増)

卸売業部門におきましては、新型コロナウイルスの感染再拡大による各地域への緊急事態宣言等により行動自粛に伴う観光客の減少、休業や時短要請が長期化しております。当年度は、ワクチン接種が進み、外食業種や製菓業種などでは人流が戻ったこともあり、緩やかではありますが確実に回復しております。しかしながら、コロナ禍以前のレベルまでの回復には至っておらず、観光客の減少や客数の減少などで影響を受ける外食業種、製菓業種、弁当業種を中心に当面の間は厳しい状況が続いております。

小売業部門 売上高 52億17百万円(前期比9.0%減) 営業利益 2億11百万円(前期比46.4%減)

小売業部門におきましては、前年度は初めての緊急事態宣言下であり巣籠もり需要がありましたが、当年度につきましては、再び緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用により、主要顧客である中小飲食店への営業時間短縮や休業が要請されるなど厳しい状況が続いております。このような中、当社では、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えて、引き続き新たな会員プログラムである「LINE」を活用したデジタル販促を推進し、地場の生産者や加工業者を盛り上げる「うまいもの東北！」などの施策を配信し、多様な顧客ニーズへの対応と積極的な集客力向上に努めました。また、新たな販路開拓による新規顧客を獲得するために、ツルハドラッグ店舗内店舗として宮城県内に2021年12月に松島店、2022年3月に新田東店にて冷凍食品の販売を開始いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、6億10百万円であります。

その主なものは、マンション建設工事の着手金（2億円）、本社消防用設備の改修（35百万円）、本社プロセスセンター移設改修工事（33百万円）であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	2018年度 (第70期)	2019年度 (第71期)	2020年度 (第72期)	2021年度 (第73期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	49,823	49,562	38,421	38,851
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,191	1,037	575	628
1株当たり当期純利益	133円28銭	116円07銭	64円40銭	71円35銭
総資産(百万円)	34,187	32,271	31,643	31,313
純資産(百万円)	23,002	23,710	24,081	23,627
1株当たり純資産額	2,572円73銭	2,652円01銭	2,693円56銭	2,832円91銭

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第72期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	2018年度 (第70期)	2019年度 (第71期)	2020年度 (第72期)	2021年度 (第73期) (当事業年度)
売上高(百万円)	47,072	46,806	34,874	35,079
当期純利益(百万円)	1,111	976	533	559
1株当たり当期純利益	124円27銭	109円21銭	59円69銭	63円52銭
総資産(百万円)	32,952	31,139	30,255	29,806
純資産(百万円)	21,467	22,151	22,409	21,890
1株当たり純資産額	2,401円06銭	2,477円64銭	2,506円47銭	2,624円55銭

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第72期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率(%)	主要な事業内容
(株)アキタサトー商会	20	100.00	製菓製パン材料、学校給食資材、ホテル・レストラン等の外食資材、小売店向け惣菜等の販売

(4) 対処すべき課題

国内経済におきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種環境が整備されましたが、新たな変異種による感染再拡大の可能性もあり、事態の収束とその後の経済活動の回復には相応の期間を要するものと思われます。また、世界情勢の不安もあり、原油価格の高騰、光熱費や物流費の上昇に伴う商品調達コストの上昇などもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社グループのお客様であります、外食業種、製菓業種、弁当業種及び小売業部門においても消費減退が継続し、当社グループを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況のもと、当社グループは、基本的な感染予防対策を継続しながらもウィズコロナ・アフターコロナを見据えて原点に立ち返り、顧客訪問と現場フォローの率先垂範を実行するとともに、業種別のサービス力と商品力の強化を行い、営業体制の強化を最優先に市場占有率を高めてまいります。また、引き続き、お客様と一緒に考えて考え創り出す喜びと、感動をお届けするため、お客様は勿論、仕入先（地域の生産者含む）、物流関連事業者などを始めとするステークホルダーと共に環境変化に向き合い、業種・職種の枠を超えた総合力でお客様の期待に応えてまいります。

このような経営環境を踏まえて、当社グループは以下の点に取り組んでまいります。

- ① 市場環境への対応につきましては、お客様と同じ目線で共に考え、商品開発や新たな調達先の開拓に努めてまいります。特に、これまでも一定の成果をあげてきた商品開発におきましてはお客様の現場の課題解決につながる「J F S A」ブランドを中心とする高付加価値のオリジナル商品に更なる磨きをかけてまいります。また、昨今、地域ならではの食材やメニューを打ち出したオリジナリティの需要が高まっていることに適応するため、これまで以上に東北各地域の原材料を使用した地産地消商品の開発を進めてまいります。他にも、環境変化や多様化するニーズに対応していくため、高齢者向け配食サービス及び完全調理品の開発・販売拡大や、メニュー開発、売場づくりのご提案、調理技術の支援など、お客様と一緒に市場環境への対応に取り組んでまいります。

- ② 食の安全・安心への対応につきましては、従来の衛生管理に加えてHACCPに沿った衛生管理も取り入れ、お客様の信頼を得るに足る管理体制を日々追求してまいります。
- ③ 小売業部門につきましては、顧客のニーズにフィットした定番商品の改良や核となる商品づくりによる品ぞろえの充実化を行ってまいります。また、ローコストオペレーションの仕組みを再構築し、営業販促活動の強化などによる集客数増加に向けた取り組みを進め、食の専門化による店舗の魅力最大化を目指します。
- ④ 商品調達につきましては、食材の一定量を海外の商社やメーカー経由にて調達しており、昨今の世界情勢を勘案し、為替の変動による調達価格の上昇、天候など農作物の作況等の情勢により食材の市況が変動や輸入規制措置が発令された場合等、食品の需給動向に大きな変化が生じる場合には、海外の社会情勢や業界の変化に常に注意し情報収集を行うとともに、可能な限り複数の仕入先を通じた調達原産国の複数化による持続可能な調達に努めております。また、販売実績及び将来の販売予想を慎重に分析し、十分なバッファを設けて商品の在庫を準備する等、継続的な供給の対策を講じてまいります。
- ⑤ 人材の育成及び確保の対応につきましては、従業員の成長が会社の持続的な成長に繋がるものと考え、次世代を担う人材育成を最重要課題と捉え、人材育成プログラムのブラッシュアップと実践を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの事業セグメント及び事業内容は次のとおりであります。

事業セグメント	事業内容
卸売業部門	製菓製パン材料、学校給食資材、給食資材、ホテル・レストラン等の外食資材、小売店向け惣菜等の販売
小売業部門	調理冷食中心の各種業務用食品の販売

また、主要な商品は次のとおりであります。

品 目	主 要 商 品
調 理 冷 食	ハンバーグ、コロッケ、海老フライ、魚フライ、カツ類等
製 菓 材 料	マロン、アップルプレザーブ、マーガリン、バター、チーズ、乳製品等
水 産 品	海老、鰻、帆立、カニ、各種魚切身、魚卵等
農 産 品	米、小麦粉、パスタ類、農産缶詰（みかん、パイナップル等）、冷凍野菜（ほうれん草、里芋、コーン、グリーンピース等）、フレンチポテト等
畜 産 品	鶏、牛、豚、ハム、ソーセージ等
調 味 料 そ の 他	砂糖、醤油、味噌、酢、ドレッシング、マヨネーズ、たれ類等

(6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

① 当社の事業所

名 称	所 在 地	
本 社	宮城県仙台市宮城野区扇町五丁目6番22号	
盛 岡 営 業 所	岩手県盛岡市流通センター北一丁目4番6号	
山 形 営 業 所	山形県山形市南館五丁目5番20号	
鶴 岡 営 業 所	山形県鶴岡市文下字沼田198番地3号	
福 島 営 業 所	福島県福島市鎌田字卸町24番地の1	
郡 山 営 業 所	福島県郡山市喜久田町卸三丁目28番	
会 津 営 業 所	福島県会津若松市インター西43番	
宇 都 宮 営 業 所	栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち四丁目7番8号	
業 務 用 食 品 直 売 所 （ 合 計 19 店 舗 ）	宮 城 県 (11店舗)	南小泉店、鹿野店、中野栄店、柳生店、木町通店 市名坂東店、仙台朝市店、古川駅東店、荒巻店 佐沼店、石巻蛇田店
	福 島 県 (5店舗)	郡山桑野店、郡山安積店、いわき平店、福島店 会津若松店
	岩 手 県	盛岡店
	山 形 県	山形店
	秋 田 県	秋田寺内店

② 主要な子会社の事業所

(株)アキタサトー商会

名 称	所 在 地
本 社	秋田県秋田市新屋島木町1番92号
大 館 営 業 所	秋田県大館市板子石境152番1号

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
卸売業部門	564 (191) 名	2名増 (5名増)
小売業部門	81 (63) 名	2名減 (5名減)
全社 (共通)	45 (5) 名	6名減 (2名減)
合計	690 (259) 名	6名減 (2名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より使用人数の集計方法を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の集計方法に組み替えて比較しております。これにより、前連結会計年度の使用人数が119名減少 (パート等 114名増加) しております。
3. 企業集団の使用人の男女の内訳 (パート等は () 内に記載)、平均年齢及び平均勤続年数は次のとおりであります。

男	性	女	性	平均年齢	平均勤続年数
493 (126) 名		197 (133) 名		41.9歳	15.3年

② 当社の使用人の状況

男	性	女	性	使用人数合計	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
437 (115) 名		170 (130) 名		607 (245) 名	13名減 (5名増)	41.6歳	15.4年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当事業年度より使用人数の集計方法を変更したため、前事業年度末比増減については、前事業年度の数値を変更後の集計方法に組み替えて比較しております。これにより前事業年度の使用人数が102名減少 (パート等 97名増加) しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三菱UFJ銀行	200百万円
(株) 七十七銀行	200
(株) サト一食肉サービス	120
(株) サト一サービス	113
(株) エフ・ピー・エス	50

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 所有権留保資産 該当事項はありません。
- ② 関係会社に対する保証債務 該当事項はありません。
- ③ その他 該当事項はありません。

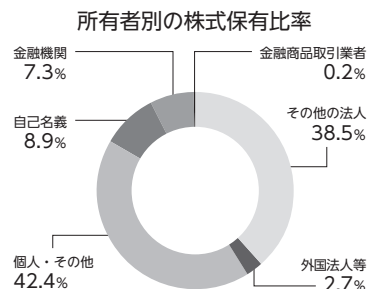
2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 23,024,000株
- ② 発行済株式の総数 9,152,640株
(自己株式812,149株を含む)
- ③ 株主数 2,483名

(参考) 株主数の推移

2019年 3月31日	2020年 3月31日	2021年 3月31日	2022年 3月31日
2,527名	2,419名	2,394名	2,483名



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社サト一興産	1,996千株	23.9%
サト一商会取引先持株会	964	11.6
光通信株式会社	294	3.5
株式会社サト一商会社員持株会	269	3.2
株式会社三菱UFJ銀行	218	2.6
株式会社七十七銀行	216	2.6
高橋恵美子	210	2.5
佐藤正之	205	2.5
上岡康子	196	2.4
日東ベスト株式会社	178	2.1

- (注) 1. 当社は、自己株式を812,149株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐藤正之	(株)サトー興産 代表取締役社長 一般財団法人サトー育英財団 代表理事
代表取締役社長	滝口良靖	日本外食流通サービス協会 会長 (株)ジェフサ東北物流 代表取締役社長
代表取締役副社長	佐藤典大	
専務取締役	梶田雅仁	営業本部長
取締役	木村喜昭	社長室長 (株)ジェフサ 代表取締役社長
取締役	郡山敏彦	営業本部副本部長
取締役	藤原督大	管理本部長兼人事部長
取締役 (監査等委員)	阿部仁紀	公認会計士・税理士 (有)阿部会計事務所 代表取締役社長 (株)アスカ・マネジメント・サービス 代表取締役社長 生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合 監事 一般財団法人愛知揆一福祉振興会 監事
取締役 (監査等委員)	岡田哲男	(有)コックス 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	服部耕三	弁護士 勅使河原協同法律事務所 所長 (株)バイタルネット 社外監査役 (株)カルラ 社外監査役 服部コーヒーフーズ(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)阿部仁紀氏、岡田哲男氏及び服部耕三氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)阿部仁紀氏は、公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 各監査等委員は当社以外で会社経営や監査役の経験を有する者や、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であり、併せて監査補助使用人も配置し、内部統制システムが十分に整備されており、適切な監査がなされているため、常勤の監査等委員は当事業年度末日現在選定しておりません。しかし、会社のガバナンス体制、監査体制の面からも常勤の監査等委員は必要と考えております。
4. 2021年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、森田武明氏は取締役(常勤監査等委員)を辞任いたしました。
5. 2021年8月1日付で取締役郡山敏彦氏は営業本部副本部長兼福島営業所長兼外食部長から営業本部副本部長に就任いたしました。
6. 当社は、取締役(監査等委員)阿部仁紀氏、岡田哲男氏及び服部耕三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は保険金支払の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	108百万円 （-）	97百万円 （-）	-百万円 （-）	11百万円 （-）	7名 （-）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13 (12)	13 (11)	- （-）	▲0 (1)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	121 (12)	111 (11)	- （-）	10 (1)	11 (3)

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役一名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員）の役員退職慰労引当金繰入額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金戻入額を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益であり、その実績は8億92百万円であります。当該指標を選択した理由は、業績連動報酬として支給する役員賞与は、株主の皆様への継続的に安定した利益還元を行う原資として経常利益の向上を重視すべきと考えているためであります。業績連動報酬の算定にあたりましては、上記指標のほか、総合的に勘案し、判断しております。
5. 監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月25日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役を支払った役員退職慰労金は以下の通りであります。

取締役（監査等委員） 1名 6百万円（うち社外取締役 1名 1百万円）

（金額には、上記イ. 及び過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。）

ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職責を踏まえた適正な水準で決定することを基本方針としております。具体的には社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および変動報酬としての業績連動報酬等の2つで構成しております。監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じた職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。なお、金銭報酬の額、業績連動報酬等、非金銭報酬等の額の個人別報酬額に対する割合は定めておりません。また、金銭による固定報酬を取締役の主たる報酬として捉え、業績連動報酬は補助的な位置づけとしております。

個人別報酬については、取締役会議長たる代表取締役社長が、各取締役の職責をもとに個人別の基本報酬の具体額を取締役会に提案し、取締役会の決議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長の提案について報酬の決定方針との整合性を含めた多角的な検討を取締役会で行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第67回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額25百万円以内と決議いただいております。

なお、当該決議時点での取締役員数は、取締役（監査等委員を除く）は9名、監査等委員である取締役は4名で決議いただいております。

ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標を反映した現金報酬とし、当該事業年度の利益目標（経常利益）を業績指標としており、毎年一定の時期に支給しております。事業環境の大きな変化があった場合は、他の指標も勘案する場合があります。業績連動報酬としての賞与については、当該事業年度の利益目標を達成した場合基本報酬に一定の割合（原則として基本報酬の1ヶ月）を乗じた額を取締役会決議に基づき支給します。事業環境の大きな変化があった場合は、利益目標を達成しても減額または支給しない場合もあります。

なお、非金銭報酬等の支給はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役(監査等委員)阿部仁紀氏は、(有)阿部会計事務所及び(株)アスカ・マネジメント・サービスの代表取締役社長、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合及び一般財団法人愛知揆一福祉振興会の監事を兼務しております。なお、当社は(有)阿部会計事務所、(株)アスカ・マネジメント・サービス、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合並びに一般財団法人愛知揆一福祉振興会との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 取締役(監査等委員)岡田哲男氏は、(有)コックスの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は(有)コックスとの間には特別の利害関係はありません。
- ・ 取締役(監査等委員)服部耕三氏は、勅使河原協同法律事務所の所長であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しております。ただし、その顧問料等は年間10百万円以下であり、多額の金銭には該当いたしません。また、同氏は、(株)バイタルネット、(株)カルラ及び服部コーヒーフーズ(株)の社外監査役を兼務しております。なお、当社は(株)バイタルネット、(株)カルラ及び服部コーヒーフーズ(株)との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 阿部 仁紀	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から当社の経営を監視・監督することを期待しており、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役(監査等委員) 岡田 哲男	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士事務所での長年の勤務経験及び経営に関しての専門的見地から当社の経営を監視・監督することを期待しており、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役(監査等委員) 服部 耕三	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から当社の経営を監視・監督することを期待しており、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断して同意いたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会は其の適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	19,068,968	流 動 負 債	7,331,504
現金及び預金	1,780,076	支払手形及び買掛金	5,157,588
受取手形及び売掛金	4,094,851	短期借入金	683,000
有価証券	10,600,000	未払金	451,462
商品	2,206,449	未払法人税等	147,000
前払費用	24,514	未払消費税等	34,624
未収入金	329,052	未払費用	102,403
その他	55,540	賞与引当金	359,010
貸倒引当金	△21,517	災害損失引当金	79,749
固 定 資 産	12,244,050	リース債務	423
有形固定資産	5,796,767	その他	316,241
建物及び構築物	1,479,790	固 定 負 債	353,654
機械装置及び運搬具	336,501	退職給付に係る負債	55,222
器具備品	143,450	役員退職慰労引当金	221,610
土地	3,589,079	長期預り保証金	26,810
リース資産	2,685	リース債務	2,298
建設仮勘定	245,261	資産除去債務	47,713
無形固定資産	216,699	負 債 合 計	7,685,158
電話加入権	16,273	純 資 産 の 部	
共同施設利用権	8,016	株 主 資 本	23,557,079
ソフトウェア	192,409	資 本 金	1,405,800
投資その他の資産	6,230,582	資 本 剰 余 金	1,441,744
投資有価証券	4,668,094	利 益 剰 余 金	21,708,541
関係会社株式	558,933	自 己 株 式	△999,005
長期前払費用	5,979	その他の包括利益累計額	70,779
差入保証金	600,134	その他有価証券評価差額金	43,136
退職給付に係る資産	122,868	退職給付に係る調整累計額	27,643
繰延税金資産	127,853	純 資 産 合 計	23,627,859
その他	151,103	負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,313,018
貸倒引当金	△4,384		
資 産 合 計	31,313,018		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		38,851,600
売上原価		30,088,643
売上総利益		8,762,956
販売費及び一般管理費		7,906,439
営業利益		856,517
営業外収益		
受取利息	72,620	
受取配当金	20,538	
持分法による投資利益	11,918	
貸借収入	60,708	
その他	22,050	187,837
営業外費用		
支払利息	2,023	
貸借収入原価	14,255	
自己株式取得費用	23,753	40,031
経常利益		1,004,322
特別利益		
投資有価証券売却益	19,520	19,520
特別損失		
固定資産除却損	35,062	
災害による損失	83,614	
減損損失	14,075	132,752
税金等調整前当期純利益		891,089
法人税・住民税及び事業税	293,277	
法人税等調整額	△30,203	263,073
当期純利益		628,016
親会社株主に帰属する当期純利益		628,016

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	17,956,209	流動負債	7,634,281
現金及び預金	1,191,339	支払手形	51,768
受取手形	179,226	買掛金	4,607,797
売掛金	3,556,289	短期借入金	1,533,000
有価証券	10,600,000	未払金	426,880
商前払費用	2,044,719	未払法人税等	116,000
未収入金	24,514	未払消費税等	25,323
その他の金	302,123	未払費用	87,549
貸倒引当金	78,370	前受り金	3,453
	△20,374	預り金	371,885
固定資産	11,850,079	賞与引当金	330,872
有形固定資産	5,785,836	災害損失引当金	79,749
建物	1,429,014	固定負債	281,967
構築物	50,562	役員退職慰労引当金	207,444
機械装置	331,259	長期預り保証金	26,810
車両運搬具	4,810	資産除去債務	47,713
器具備品	135,848	負債合計	7,916,248
土地	3,589,079	純資産の部	
建設仮勘定	245,261	株主資本	21,846,870
無形固定資産	215,026	資本金	1,405,800
電話加入権	14,600	資本剰余金	1,441,744
共同施設利用権	8,016	資本準備金	1,441,680
ソフトウェア	192,409	その他資本剰余金	64
投資その他の資産	5,849,216	利益剰余金	19,998,331
投資有価証券	4,666,002	利益準備金	186,710
関係会社株	245,403	その他利益剰余金	19,811,621
出資	47,876	別途積立金	13,670,000
長期前払費用	5,880	固定資産圧縮金	112,632
差入保証金	599,975	記帳積立金	
前払年金費用	83,037	繰越利益剰余金	6,028,989
繰延税金資産	108,644	自己株式	△999,005
その他の金	96,756	評価・換算差額等	43,169
貸倒引当金	△4,359	その他有価証券評価差額金	43,169
資産合計	29,806,288	純資産合計	21,890,040
		負債・純資産合計	29,806,288

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		35,079,585
売上原価		27,264,698
売上総利益		7,814,887
販売費及び一般管理費		7,121,201
営業利益		693,686
営業外収益		
受取利息	72,602	
受取配当金	47,648	
貸入	124,044	
その他	35,539	279,835
営業外費用		
支払利息	4,465	
貸入原価	52,328	
自己株式取得費用	23,753	80,547
経常利益		892,973
特別利益		
投資有価証券売却益	19,520	19,520
特別損失		
固定資産除却損	35,062	
災害による損失	83,614	
減損損失	14,075	132,752
税引前当期純利益		779,740
法人税・住民税及び事業税	245,978	
法人税等調整額	△25,371	220,606
当期純利益		559,134

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 サトー商会
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 澤 田 修 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮 澤 義 典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サトー商会の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サトー商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 サトー商会
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤 田 修 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 義 典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サトー商会の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社サトー商会 監査等委員会

監査等委員 阿部 仁 紀 ㊞

監査等委員 岡田 哲 男 ㊞

監査等委員 服部 耕 三 ㊞

(注) 監査等委員阿部仁紀、岡田哲男及び服部耕三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代の間
仙台市青葉区中央一丁目1番1号 電話 022-268-2525

交通

J R 仙台駅西口より徒歩1分

※ホテル駐車場の収容台数には限りがあるため駐車できない場合もございます。
なるべく公共交通機関をご利用の上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

